

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン
インド国債への投資を開始しました



販売用資料

作成基準日: 2009年5月29日
国際投信投資顧問株式会社

平素は「アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当ファンドはインド証券取引委員会(SEBI)より、自国通貨建インド国債に対する投資許可枠(20.7億インド・ルピー、日本円で約42億円)を獲得しました。これを受けて5月より新たにインド国債を組入れる一方、他国の国債、準ソブリン債券等の一部売却しました。なお、これまでは、インド国債への直接投資が不可能でありましたが、インド・ルピーの為替差益の獲得を目指し、直物為替先渡取引(NDF)を活用しておりました。

これに伴う4月末から5月末のポートフォリオ変更のポイントは以下の通りです。

- (1)インド国債を新規に買い付け、組入比率を8.5%(約18億円)としました。(図表1)
- (2)インド・ルピーの直物為替先渡取引(NDF)のポジションを縮小しました。
- (3)インド・ルピーに対しては引き続き通貨上昇を予想しており、為替ヘッジ考慮後の通貨別組入比率を高めました。
- (4)残存期間約5年のインド国債を中心に組入れた結果、ポートフォリオ全体の平均利回りは終利、直利ともに上昇しました。(図表2)
- (5)ポートフォリオ全体の平均格付は低下しました。

今後とも、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。引き続きご愛顧賜りますようお願いいたします。

為替ヘッジ考慮後のインド・ルピー組入比率

(図表1)

		09年4月末	09年5月末
インド・ルピー組入比率		11.3%	14.3%
(内訳)	インド国債	-	8.5%
	NDF	11.3%	5.8%

(図表2)

ポートフォリオ全体の主要指標

	09年4月末	09年5月末
平均終利	6.0%	6.2%
平均直利	6.7%	6.8%
デュレーション	4.8	4.8
平均格付*	A-	BBB+

*ファンドの平均格付はMoody s社とS&P社の格付のうち、上位の格付を用いて、S&P社の表示方法で表記しています。同じ発行体の債券でも、通貨等の発行条件により格付が異なる場合があります。(出所: Bloomberg)

*上記は、いずれもマザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。



< インドの証券市場 >



規制面

- ・インドにおいてはSEBIに登録された外国機関投資家(FII)にのみ株式、債券への投資が許可されています。登録については、一定の審査基準を満たす必要があります。
- ・インドでは債券市場にリスクが過度に集中するのを避けるため、SEBIが外国機関投資家(FII)毎の債券投資許可枠を制限することで、債券市場に対する投資規制を行っています。なお、購入に関しては投資許可枠の制限がありますが、売却に関しては現状において制限はなく、いつでも換金可能となっております。
- ・許可された投資枠がなければ、FIIであっても債券投資が行えません。

国債市場の大きさ

- ・BIS統計によると、2008年9月末時点での自国通貨建インド政府債の発行残高は、3849億ドル(約37兆円)とアジア圏内では日本、中国に次ぐ大きさとなっております。

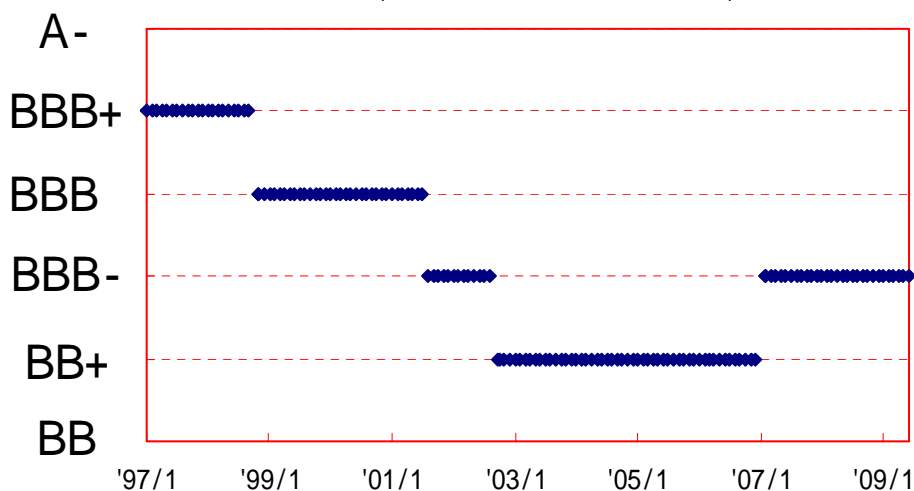
< SEBIの当ファンドに対する今回の許可内容 >

- ・購入可能期間: 2009年5月25日から同年6月8日までの11営業日
- ・購入可能金額: 最大20.7億ルピー
- ・購入可能対象: 自国通貨建インド国債

なお、投資許可枠は国際投信投資顧問株式会社ではなく、アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンドに割り当てられています。

< 参考 >

インドの自国通貨建長期価格付推移 (S&P社)
(1997年初 ~ 2009年5月末)



出所: Bloomberg



ファンドの特色

ファミリーファンド方式により、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

1 アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券*1 および準ソブリン債券*2を主要投資対象とします。

*1 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行等国際機関が発行する債券も含まれます。

*2 準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。主な発行体は、政府系の資源・公益企業、金融機関等です。

・原則として、日本を除くアジア諸国・地域が発行する債券への投資は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。

・ファンドは、日本を除くアジア諸国・地域およびパシフィック諸国の自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。

2 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。なお、直物為替先渡取引(NDF)・等を活用した為替のコントロールにより、為替益の獲得を目指することがあります。

* 直物為替先渡取引(NDF)とは、一種の外国為替先物取引であり、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差および元本により計算した額を、米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。

*** 投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。**

3 KEキャピタル・パートナーズ(KE Capital Partners Pte. Ltd.)からアドバイスを受け、運用を行います。

・KEキャピタル・パートナーズ(KE Capital Partners Pte. Ltd.)は、シンガポールに拠点を置く資産運用会社です。親会社であるキムエン・ホールディングス・リミテッド(Kim Eng Holdings Limited、以下「キムエン社」といいます。)のアジアに関する豊富な知識・経験を活用し、運用を行います。

・キムエン社は、Kim Eng Securities Pte. Limitedの持株会社として1989年に設立、1990年にシンガポール証券取引所に上場しました。

4 決算時 毎月7日(休業日のときは翌営業日)に、収益分配を行うことを目指します。

・収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。



ファンドに係るリスクについて

ファンドは、実質的には主に国外の公社債を投資対象としています。基準価額は組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等(外貨建資産には為替リスクがあります。)により上下します。

また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「金利変動リスク」および「信用リスク(デフォルト・リスク)」等があります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

投資リスク

主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。
詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

為替変動リスク

ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域およびパシフィック諸国の通貨建等の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している国・地域の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション*が長いほど大きくなります。

*デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

信用リスク(デフォルト・リスク)

発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市場動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況等が著しく変化する可能性があります。
 - ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化、海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
 - ・海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
 - ・先進国と比較して情報開示に係わる制度や慣習等が異なる場合があります。
- この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引、直物為替先渡取引(NDF)等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。



お申込みメモ お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当初設定日	平成21年1月16日
信託期限	平成31年1月7日まで
決算日	毎月7日(休業日のときは翌営業日)
お申込単位	(当初元本1口 = 1円) 「分配金受取コース」 1万口単位または1万円以上1円単位です。 「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位です。 (販売会社によりコースの名称が異なる場合があります。以下同じ。) ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、1円単位とします。 なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合があります。
お申込価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 お申込受付時間は、原則として午後3時(半休日のときは午前11時)までとさせていただきます。 ただし、シンガポールの銀行、シンガポール証券取引所、シドニーの銀行、シドニー先物取引所のいずれかが休業日の場合には、お申込みはできません。
収益分配	毎月7日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 「分配金受取コース」... 収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に、販売会社において、受益者にお支払いします。 「自動けいぞく投資コース」... 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 換金のお申込受付時間は、原則として午後3時(半休日のときは午前11時)までとさせていただきます。 ただし、シンガポールの銀行、シンガポール証券取引所、シドニーの銀行、シドニー先物取引所のいずれかが休業日の場合には、ご換金の請求はできません。
換金代金のお支払い	原則として換金の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。
課税上の取扱い	収益分配金(普通分配金)の額ならびに解約差益および償還差益は、課税の対象となります。 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 税制が改正された場合等は前記の内容が変更になることがあります。 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。
大口換金の制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超えるご換金には行えないものとします。
繰上償還	受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。



お客さまにご負担いただく手数料等について 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご購入時	お申込手数料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に対して、3.15% (税抜3.00%) を上限とした手数料率がかかります。 (お申込みになる販売会社により異なります。) * 詳細は、販売会社にて確認してください。
保有時	信託報酬	純資産総額に対して年率1.575% (税抜1.500%)
	監査費用	純資産総額に対して年率0.0042% (税抜0.0040%) 以内
	その他の費用	有価証券等の売買および保管ならびに信託事務にかかる諸費用等についても信託財産から差引かれます。
ご換金時	ご換金手数料	かかりません。
	信託財産留保額	ご換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.2%

* お申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用(国内において発生するものに限ります。)については、消費税および地方消費税相当額を含みます。

* その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

* 前記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社 / 国際投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号
加入協会: (社)投資信託協会
(社)日本証券投資顧問業協会

受託会社 / 中央三井アセット信託銀行株式会社
(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

投資顧問会社 / KE キャピタル・パートナーズ

販売会社(販売会社の照会先は、以下の通りです。)

国際投信投資顧問株式会社

0120-759311 (フリーダイヤル)

平日 9:00~17:00 土・日・祝日を除く
(半休日のときは午前9時~正午)

<http://www.kokusai-am.co.jp>

販売会社

(お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。)

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	(社)日本証券投資顧問業協会	(社)金融先物取引業協会
三菱UFJ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第179号			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号			
株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJ証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号			

今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は国際投信投資顧問が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。